

三重県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

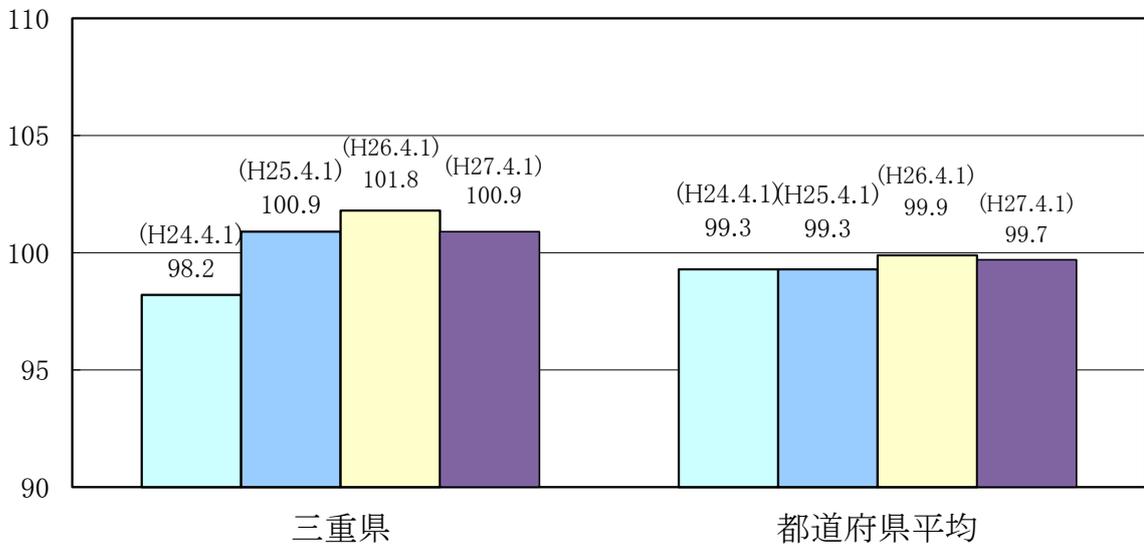
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 25年度の人件费率
26年度	人 1,860,113	千円 657,457,673	千円 3,696,659	千円 218,852,647	% 33.3	% 31.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 22,259	千円 101,209,284	千円 20,352,333	千円 38,763,558	千円 160,325,175	千円 7,203	千円 7,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとの値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

（主な理由）昇給日が異なる（国1月1日、県4月1日）ことに加え、H18給与構造改革による現給保障の経過措置中であること、高齢層職員（55歳を超える職員）の昇給抑制について、国とは異なり昇給時号給の縮減措置を行っているため。
 （改善の見込み）現給保障の経過措置を段階的に廃止することや、高齢層職員の昇給について、平成28年4月1日から国と同様に標準の成績では昇給しないようにします。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	394,047 円	388,383 円	5,664 (1.46%) 円	1.45 %	1.45 %	0.36 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	4.18 月	4.10 月	0.08 月	0.10 月	4.20 月	4.20 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.7%引下げ、高齢層については、最大4.7%引下げました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成31年3月31日まで支給します。

また、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、激変緩和措置として、差額を次の割合で支給することとし、平成34年3月31日限りで廃止します。

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	差額の100分の75を支給
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	差額の100分の50を支給
平成33年4月1日から平成34年3月31日まで	差額の100分の25を支給

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準である鈴鹿市12%、四日市市10%、津市・桑名市・亀山市6%、名張市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町3%に対し、県内一律4.5%を支給します。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施します。

級地区分の新設(現行6区分)を行うとともに、支給割合を級地区分ごとに段階的に引き上げることとし、平成27年4月1日時点の三重県内支給割合は4%、給与改定後は、平成27年4月1日に遡及し4.5%を支給します。

(参考)

級地	H26年度の支給割合	H27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
1級地(東京都特別区)	18%	18%	18.5%	20%
2級地(大阪市等)	15%・12%	15%・13%	15.5%・15%	16%
3級地(名古屋市等)	15%・12%・10%	15%・13%・11%	15%・14%・13%	15%
4級地(神戸市等)	12%・10%・6%	12%・10%・8%	12%・10.5%・10%	12%
5級地(京都市等)	10%・6%・3%	10%・7%・5%	10%・9%・7%	10%
6級地(仙台市等)	6%・3%・0%	6%・4%・2%	6%・5%・4%	6%
7級地(札幌市等)	3%・0%	3%・1%	3%・2%	3%
三重県内	4%	4%	4.5%	4.5%

③ その他の見直し内容

平成27年4月1日に、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	43.5 歳	345,765 円	442,399 円	384,159 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
都道府県平均	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	49.9 歳	342 人	348,931 円	400,527 円	377,225 円
うち用務員	54.7 歳	47 人	350,485 円	385,372 円	376,358 円
うち自動車運転手	54.4 歳	22 人	351,105 円	415,224 円	379,611 円
うち学校給食員	53.8 歳	16 人	350,244 円	386,817 円	369,616 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円
都道府県平均	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三重県	—	—	—	—
うち用務員	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.92
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	58.5 歳	250,700 円	1.66
うち学校給食員	調理士	41.9 歳	261,100 円	1.48
区分	参考 年収ベース（試算値）の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
三重県	—	—	—	
うち用務員	6,190,187 円	2,774,400 円	2.23	
うち自動車運転手	6,484,625 円	3,281,400 円	1.98	
うち学校給食員	6,217,012 円	3,522,100 円	1.77	

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3ヶ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	45.0 歳	389,397 円	450,922 円
都道府県平均	44.8 歳	381,390 円	443,257 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	43.6 歳	373,438 円	419,798 円
都道府県平均	43.3 歳	366,907 円	422,193 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三重県	37.9 歳	321,180 円	443,340 円	361,644 円
国	41.2 歳	317,165 円	- 円	369,393 円
都道府県平均	38.6 歳	321,121 円	458,794 円	366,870 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	146,500 円	142,100 円
現業職	高 校 卒	146,500 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	201,900 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	201,900 円	-
警 察 職	大 学 卒	199,500 円	202,300 円
	高 校 卒	170,700 円	163,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,151 円	364,577 円	391,296 円	415,612 円
	高 校 卒	227,160 円	304,869 円	363,624 円	391,697 円
現業職	高 校 卒	該当者なし	297,300 円	348,414 円	366,139 円
高等学校教育職	大 学 卒	305,642 円	396,829 円	424,707 円	439,349 円
小・中学校教育職	大 学 卒	308,893 円	393,592 円	416,239 円	428,724 円
警 察 職	大 学 卒	285,158 円	389,047 円	400,867 円	422,319 円
	高 校 卒	253,706 円	343,713 円	378,952 円	415,007 円

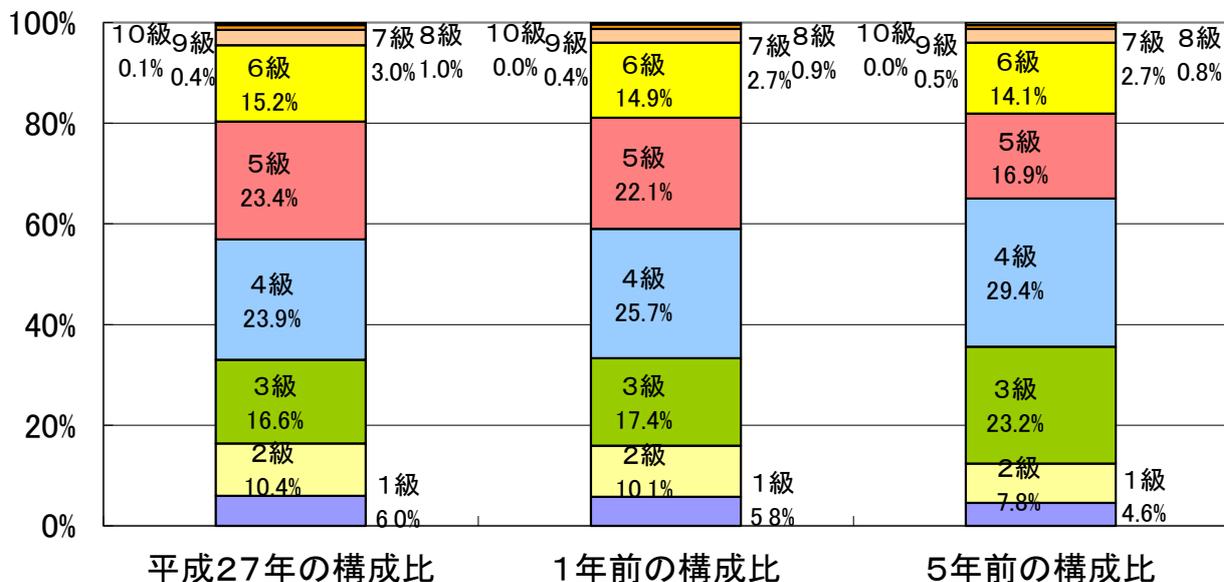
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	288人	6.0%	137,600円	244,900円
2級	主事、技師	501人	10.4%	187,700円	301,900円
3級	主査、主任	803人	16.6%	223,900円	347,700円
4級	主幹、主査	1,156人	23.9%	258,300円	378,700円
5級	班長、主幹	1,134人	23.4%	285,000円	390,700円
6級	課長、班長	734人	15.2%	315,800円	407,900円
7級	次長、課長	147人	3.0%	360,100円	442,600円
8級	副部長、次長	47人	1.0%	405,800円	466,300円
9級	部長、局長	18人	0.4%	456,100円	525,200円
10級	部長	4人	0.1%	519,400円	557,200円

(注) 1 三重県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成27年4月1日実施状況）

ア 管理職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	4号給以上 (3号給以上)	3号給 (2号給)	2号給以下 (1号給以下)
人員分布率	50.1%	49.9%	0.0%

イ 一般職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	5号給以上 (3号給以上)	4号給 (2号給)	3号給以下 (1号給以下)
人員分布率	16.8%	81.7%	1.5%

(注) 昇給号給数の（ ）内は、55歳以上の職員に係る号給数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

県		国	
1人当たり平均支給額 (26年度)		-	
1,570 千円			
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~20%		・ 役職加算 5~20%	
・ 管理職加算 15~25%		・ 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参 考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

管理職員については、職務行動等の勤務成績評価を行い、勤勉手当の成績率に反映しています。平成27年6月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

平成27年6月

特定管理職員【部長級及び次長級（管理職手当の職の区分が一種～四種）の職員】

区分	上位	標準	下位
成績率	122.0/100~107.0/100	92.0/100	86.0/100~81.0/100
人員分布率	72.6%	27.4%	0.0%

特定管理職員以外の管理職員

区分	上位	標準	下位
成績率	102.0/100~87.0/100	72.0/100	66.0/100~61.0/100
人員分布率	20.2%	79.8%	0.0%

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,709 千円	23,899 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		4,246,826 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		191,161 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
一級地（東京都特別区）	24 人	18.0 %	18.0 %
二級地（大阪市等）	8 人	13.0・15.0 %	13.0・15.0 %
三級地（名古屋市等）	3 人	13.0 %	13.0 %
四～六級地（県内、その他県外）	22,139 人	3.0~10.0 %	3.0~10.0 %
医師	42 人	15.0 %	15.0 %
平均支給率		- %	- %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.4 (100.9)	

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、

地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)	1,184,301 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	237 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)	22.5 %		
手当の種類 (手当数)	33 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	4,264,589 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	512 千円
支給実績 (25年度決算)	4,438,205 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	532 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人については、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		2,426,378 千円	237,927 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	異なる	[借家] 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,377,314 千円	113,903 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額 366,700円	同じ		147,153 千円	3,872,447 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	異なる	[交通機関利用者] 最高 月額55,000円 [交通用具使用者] 距離に応じて月額2,000円～24,500円 (駐車場利用料金の支給なし)	2,456,927 千円	115,003 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額26,000円+加算額(配偶者等の住居との距離に応じて6,000円～48,000円)	同じ		115,043 千円	301,950 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円 (国と異なる区分あり)	1,440,109 千円	711,165 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		15,997 千円	39,695 円
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	同じ		3,229 千円	189,941 円

へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	—		58,018 千円	256,717 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100以内）を支給	—		111,721 千円	439,846 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給	—		200,028 千円	430,168 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額 8,000円	—		951,603 千円	63,406 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に給料の8/100を支給	—		29,726 千円	353,881 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円 (5時間未満 2,100円) ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき20,000円 (5時間未満 10,000円) ・常直 月額 21,000円 (勤務日数半月以下 10,500円)	同じ		503,094 千円	205,680 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		200,592 千円	115,349 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		619,685 千円	141,513 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	知 事	1,280,000 円 （ 896,000 円 ）	
	副 知 事	1,010,000 円	
報酬	議 長	1,020,000 円	
	副 議 長	900,000 円	
	議 員	830,000 円	
期末手当	知 事	(27年度支給割合)	
	副 知 事	4.05	月分
	議 長	(27年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.05	月分
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	128万円×在職月数×59/100 101万円×在職月数×39/100	3,625.0万円 (任期毎) 1,890.7万円 (任期毎)

(注) 知事については、平成23年7月1日から現知事の在任中、給料月額30/100、期末手当の50/100を減額しています。
() 内は、平成27年4月1日時点の給料月額減額後の額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

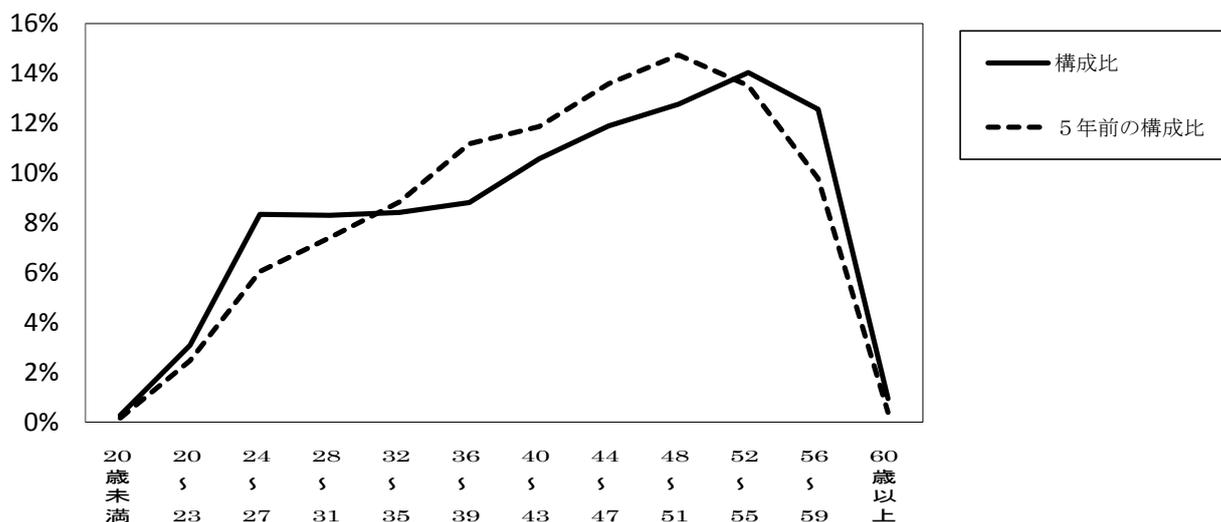
(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	39	39	0	○業務の見直し・効率化等による減 ○地方創生や人口減少への対応、地域防災力の強化、スポーツ推進等による増
		総 務	846	840	6	
		税 務	239	241	△ 2	
		民 生	496	493	3	
		衛 生	584	576	8	
		労 働	71	71	0	
		農林水産	968	970	△ 2	
		商 工	221	222	△ 1	
		土 木	1,038	1,048	△ 10	
	計	4,502	4,500	2	(参考：人口10万人あたり職員数 242人)	
	教育部門	14,263	14,360	△ 97	○児童生徒数の減少に伴う学級減等による減	
	警察部門	3,429	3,400	29	○政令定数の充足等による増	
	小 計	22,194	22,260	△ 66	(参考：人口10万人あたり職員数 1,193人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病院	282	282	0		
	水道	100	96	4	○水道事業関係業務等による増	
	電気ほか	91	133	△ 42	○水力発電事業の民間譲渡等による減	
	小 計	473	511	△ 38		
合 計		22,667 [24,361]	22,771 [24,501]	△ 104 [△140]	(参考：人口10万人あたり職員数 1,219人)	

(注) 1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	64人	698人	1,890人	1,882人	1,908人	1,998人	2,398人	2,695人	2,894人	3,181人	2,846人	213人	22,667人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減率
一般行政	4,408	4,491	4,528	4,497	4,500	4,502	94 (2.1%)
教 育	14,689	14,621	14,508	14,339	14,360	14,263	△426 (△2.9%)
警 察	3,399	3,406	3,425	3,418	3,400	3,429	30 (0.9%)
消 防							
普通会計計	22,496	22,518	22,461	22,254	22,260	22,194	△302 (△1.3%)
公営企業等会計計	1,401	1,313	530	514	511	473	△928 (△66.2%)
総合計	23,897	23,831	22,991	22,768	22,771	22,667	△1,230 (△5.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 9,279,272	千円 2,244,582	千円 772,286	% 8.3	% 8.5

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	96	千円 385,579	千円 102,597	千円 153,019	千円 641,195	千円 6,679	7,024千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	42.7 歳	370,730 円	574,851 円
団 体 平 均	44.9 歳	373,439 円	583,783 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,551 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,570 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 2,773 千円	1人当たり平均支給額 6,709 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		16,252 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		169 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.0 %	102 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		1,706 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		17 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		45.8 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	42,203 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	502 千円
支給実績（25年度決算）	41,271 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	503 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人については、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		14,174 千円	262,481 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		3,603 千円	64,339 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		14,862 千円	172,814 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		9,521 千円	793,417 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		272 千円	14,316 円

（注）実績のあったもののみ掲載しています。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 13,109,547	千円 529,358	千円 548,506	% 4.1	% 10.3

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	68	千円 276,736	千円 66,538	千円 111,065	千円 454,339	千円 6,681

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
6,648千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	41.3 歳	364,988 円	565,707 円
団体平均	45.4 歳	361,236 円	552,664 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,551 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,570 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 2,773 千円	1人当たり平均支給額 6,709 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		11,698 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		172 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.0 %	68 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		226 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		3 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		11.7 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	23,196 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	399 千円
支給実績（25年度決算）	25,629 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	434 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		10,400 千円	236,364 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		1,888 千円	52,444 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		10,718 千円	198,481 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		8,278 千円	827,800 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ		131 千円	10,917 円

（注）実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 電気事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 3,994,341	千円 213,358	千円 530,721	% 13.2	% 14.0

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	65	千円 262,784	千円 73,896	千円 104,442	千円 441,122	千円 6,786

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
6,907千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	44.0 歳	393,933 円	604,722 円
団体平均	44.8 歳	372,929 円	583,245 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,562 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,570 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 2,773 千円 25,254 千円	1人当たり平均支給額 6,709 千円 23,899 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		10,970 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		168 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.0 %	23 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		2,214 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		34 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		55.3 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	22,145 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	381 千円
支給実績（25年度決算）	30,544 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	554 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人については、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		9,510 千円	237,750 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		4,795 千円	114,167 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		14,191 千円	253,411 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		5,009 千円	834,833 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		59 千円	19,667 円

夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		2,120 千円	212,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		2,878 千円	130,818 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	6,870,102	-1,325,280	2,008,530	29.2	33.7

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	281	1,113,326	462,820	432,384	2,008,530	7,148	7,298千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	41.8 歳	509,431 円	1,242,140 円
団体平均	44.7 歳	565,347 円	1,398,756 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	42.9 歳	347,734 円	528,445 円
団体平均	38.3 歳	303,391 円	479,750 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	44.2 歳	374,612 円	594,484 円
団体平均	43.8 歳	357,242 円	563,244 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,498 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,570 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定 25.55625 月分 勤続20年 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定年 25.55625 月分 勤続20年 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 939 千円 25,124 千円	1人当たり平均支給額 6,709 千円 23,899 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		59,095 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		210 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師 (管理者が認める者)	30 %	1 人	— %
医師	15 %	19 人	15 %
上記以外の職員	4.0 %	261 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		87,546 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		330 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		94.3 %	
手当の種類 (手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 病院事業職員の特殊勤務手当		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等 救急業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	66,965 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	252 千円
支給実績 (25年度決算)	77,900 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	297 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		30,334 千円	224,696 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		14,440 千円	113,701 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額412,200円	同じ		89,390 千円	4,063,182 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		33,307 千円	139,945 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額26,000円＋加算額(配偶者等の住居との距離に応じて6,000円～48,000円)	同じ		624 千円	312,000 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		14,126 千円	941,733 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		26 千円	5,200 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円 (5時間未満 2,100円) ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき20,000円 (5時間未満 10,000円) ・常直 月額 21,000円 (勤務日数半月以下 10,500円)	同じ		24,278 千円	319,447 円

夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		22,567 千円	169,677 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		20,121 千円	116,983 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。